

滋賀県市町地域生活支援事業費等補助金交付要綱

(通則)

- 1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（以下「法」という。）第94条第2項に基づく県費補助金及び滋賀県市町地域生活支援事業費補助金については予算の範囲内において交付するものとし、法及び滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 法に基づき、障害者等が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を計画的に実施すること等により、もって障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず県民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(交付の対象)

- 3 この補助金は、次の事業を交付の対象とする。

(1) 地域生活支援事業

平成18年8月1日障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙1「地域生活支援事業実施要綱」に基づき、市町が行う事業並びに社会福祉法人、公益法人（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第3項に規定する法人をいう。以下同じ。）、特定非営利活動法人等の団体（以下「社会福祉法人等」という。）が行う事業に対して市町が補助する事業

(2) 地域生活支援促進事業

平成18年8月1日障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙2「地域生活支援促進事業実施要綱」に基づき都道府県及び市町村等が行う事業並びに社会福祉法人等が行う事業に対して都道府県及び市町村等が補助する事業

(交付額の算定方法)

- 4 この補助金の交付額は、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された種目ごとの額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

(1) 市町が行う事業

次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第3欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(2) 社会福祉法人等が行う事業に対して市町が補助する事業

ア 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額（社会福祉法人の場合、寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と市町が補助した額とを比較して少ない方の額に第3欄に掲げる補助率を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。

(交付の条件)

5 規則第5条に規定する交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業を行う市町は、補助事業を中止もしくは廃止しようとするとき、または補助事業の内容を変更しようとするときは補助事業変更(中止・廃止)承認申請書(別紙様式第2号)を知事に提出し、あらかじめ承認を受けなければならない。
- (2) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (3) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供し、又は廃止してはならない。
- (4) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (6) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、別紙様式第4号により速やかに知事に報告しなければならない。
なお、知事は報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (8) 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を事業完了後5年間(事業の完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間。以下同じ。)保管しておかななければならない。
- (9) 市町は、県から概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。
- (10) 市町は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、次の条件を付さなければならない。

ア (1) から (8) までに掲げる条件。

この場合において、(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)及び(8)の規定中「知事」とあるのは「市町長」と、「県」とあるのは「市町」と、「別紙様式第4号」とあるのは、「別紙様式第4号に準じた様式」と、(5)中「50万円」とあるのは「30万円」と、「知事の承認」とあるのは「市町長の承認」と、読み替えるものとする。

イ 間接補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を間接補助事業等完了後5年間保管しておかななければならない。

- (11) (10)により付した条件に基づき、市町長が承認又は指示をする場合には、あらかじめ知事の承認又は指示を受けなければならない。
- (12) 間接補助事業者から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(申請手続)

- 6 規則第3条に規定する交付の申請は、別紙様式第1号による申請書を知事に提出するものとする。

(変更申請手続)

- 7 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、6に定める申請手続に従い、知事に提出して行うものとする。

(交付の決定等)

- 8 補助金の交付の申請または変更交付の申請があったときは、知事は30日以内に交付の決定または変更交付の決定を行うものとする。

(実績報告)

- 9 規則第12条に規定する実績報告は、別紙様式第3号により当該事業の完了の日から起算して1ヶ月以内または当該事業年度終了後10日以内のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

(その他)

- 10 知事は、規則またはこの要綱に定める事項のほか、補助金の交付等に関して必要な事項は、その都度これを定めるものとする。

付 則

この要綱は、平成19年1月4日から施行し、平成19年度の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成20年9月9日から施行し、平成20年度の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成25年9月12日から施行し、平成25年度の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成29年11月15日から施行し、平成29年度の補助金から適用する。

別表

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
内示通知から得られる額	地域生活支援事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費〔謝金〕、旅費、需用費（消耗品費、改造費、燃料費、食糧費〔会議費〕、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料及び広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、扶助費、負担金、補助金、助成金及び交付金等 （〔 〕内は、公益法人等事業における対象経費名である。）	$\frac{25}{100}$

別紙様式第1号

第 号
平成 年 月 日

滋賀県知事 三日月 大造 様

〇〇市町長 〇〇 〇〇 印

平成29年度滋賀県市町地域生活支援事業費補助金の
交付申請について

このことについて、次により県費補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- | | | |
|------------|-------|---|
| 1 交付申請額 | 金 | 円 |
| 2 補助金所要額調書 | (別紙1) | |
| 3 事業計画書 | (別紙2) | |
| 4 歳入歳出予算 | | |

別紙1

地域生活支援事業費等補助金所要額調

1-(1) 市町村総表(直接補助)

(市町村名 :)

区分	種目	対象経費 支出予定額 A	寄付金 その他の 収入予定額 B	差引額 (A-B) C	基準額 D	県費補助 基本額 E	県費補助 所要額 (E×補助率) F	既交付決定額 G	差し引き 追加交付 (一部取消) 申請額 (F-G) H	備考
地域生活支援事業費等補助金	地域生活支援事業 (促進・特別促進事業含む)									

(注1) 市町村(指定都市及び中核市を除く。)については、本表に実施する事業の所要額を記入すること。

(注2) D欄には、本通知から得られる基準額を記入すること。

(注3) E欄には、C欄とD欄の額を比較して、少ない方の額を記入すること。

(注4) F欄は、千円未満切り捨てとすること。

(注5) G欄及びH欄は、交付要綱の8による変更申請のほかは斜線を引くこと。

別紙1

地域生活支援事業費等補助金所要額調

(市町村名 :)

1-(2) 市町村総表(間接補助)

区分	種目	対象経費 支出予定額 A	寄付金 その他の 収入予定額 B	差引額 (A-B) C	基準額 D	市町村 補助基本額 E	市町村 補助予定額 F	県費補助 基本額 G	(補助率)	県費補助 所要額 (G×補助率) H	既交付決定額 I	差し引き 追加交付 (一部取消) 申請額 (H-I) J	備考
地域生活支援 事業費等補助 金	地域生活支援事業 (促進・特別促進事業含む)								50/100				

(注1) 市町村については、本表に社会福祉法人等が行う事業に補助する額を記入すること。

(注2) D欄には、本通知から得られる基準額を記入すること。

(注3) E欄には、C欄とD欄の額を比較して、少ない方の額を記入すること。

(注4) G欄には、E欄とF欄の額を比較して、少ない方の額を記入すること。

(注5) H欄は、千円未満切り捨てとすること。

(注6) I欄及びJ欄は、交付要綱の8による変更申請のほかに斜線を引くこと。

地域生活支援事業 所要額内訳

(市町村 :)

	事業名	所要額 (円)	算出内訳	備考	
必須事業	理解促進研修・啓発事業				
	自発的活動支援事業				
	相談支援事業	基幹相談支援センター等機能強化事業			
		住宅入居等支援事業			
	成年後見制度利用支援事業				
	成年後見制度法人後見支援事業				
	意思疎通支援事業				
	日常生活用具給付等事業				
	手話奉仕員養成研修事業				
	移動支援事業				
地域活動支援センター機能強化事業					
任意事業	日常生活支援	福祉ホームの運営			
		訪問入浴サービス			
		生活訓練等			
		日中一時支援			
		地域移行のための安心生活支援			
		巡回支援専門員整備			
		相談支援事業所等(地域援助事業者)における退院支援体制確保			
		協議会における地域資源の開発・利用促進等の支援			
	社会参加支援	レクリエーション活動等支援			
		芸術文化活動振興			
		点字・声の広報等発行			
		奉仕員養成研修			
		複数市町村における意思疎通支援の共同実施促進			
	就業・就労支援	盲人ホームの運営			
		知的障害者職親委託			
必須事業	専門性の高い相談支援事業	発達障害者支援センター運営事業			
		手話通訳者・要約筆記者養成研修事業			
		盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業			
	専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業				
	専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業				
広域的な支援事業	精神障害者地域生活支援広域調整等事業				
	発達障害者支援地域協議会による体制整備事業				
任意事業	サービス・相談支援者、指導者育成事業	精神障害関係従事者養成研修事業			
		精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修事業			
	日常生活支援	児童発達支援センター等の機能強化等			
		医療型短期入所事業所開設支援			
	社会参加支援	地域における障害者自立支援機器の普及促進			
		視覚障害者用地域情報提供			
特別支援事業					
合計					

(注1) 市町村(指定都市及び中核市を含む)については、本表に、実施する事業の対象経費及び算出内訳を記入すること。

(注2) 合計が、別紙1「地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金所要額調」の対象経費支出予定総額欄と一致すること。

(注3) 発達障害者支援センター運営事業、発達障害者支援地域協議会による体制整備事業、精神障害関係従事者養成研修事業、精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修事業、地域における障害者自立支援機器の普及促進は、事業を実施する指定都市のみ記入すること。

(注4) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業、専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業、児童発達支援センター等の機能強化等、医療型短期入所事業所開設支援、視覚障害者用地域情報提供については、事業を実施する指定都市・中核市のみ記入すること。

(注5) 精神障害者地域生活支援広域調整等事業は、事業を実施する指定都市・保健所設置市・特別区のみ記入すること。

地域生活支援促進事業 所要額内訳

(都道府県・市町村名 :)

	事業名	所要額 (円)	算出内訳	備考
①	発達障害児者地域生活支援モデル事業			
②	かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業			
③	発達障害者支援体制整備事業			
④	障害者虐待防止対策支援事業			
⑤	障害者就業・生活支援センター事業			
⑥	工賃向上計画支援事業			
⑦	就労移行等連携調整事業			
⑧	障害者芸術・文化祭開催事業			
⑨	障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業			
⑩	医療的ケア児等コーディネーター養成研修等事業			
⑪	強度行動障害支援者養成研修事業(基礎研修、実践研修)			
⑫	障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業			
⑬	成年後見制度普及啓発事業			
⑭	アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業			
⑮	薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業			
⑯	ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業			
⑰	「心のバリアフリー」推進事業			
⑱	特別促進事業			
	合計			

(注1) 都道府県については、本表に、実施する事業の対象経費及び算出内訳を記入すること。

(注2) 合計が、別紙1「地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金所要額調」の対象経費支出予定額欄と一致すること。

(注3) 事業②③⑩は、事業を実施する指定都市及び都道府県のみ記入すること。

(注4) 事業⑭～⑯は、事業を実施する指定都市・中核市及び都道府県のみ記入すること。

(注5) 事業①④⑬⑱は、事業を実施する市町村及び都道府県のみ記入すること。

地域生活支援事業費等補助金所要額調

1-(1) 市町村総表(直接補助)

事業を、直営又は委託の方法で行うものについては、本表に金額を記入すること。

(市町村名: 市町村名記入)

区分	種目	対象経費 支出予定額 A	寄付金 その他の 収入予定額 B	差引額 (A-B) C	基準額 D	県費補助 基本額 E	県費補助 所要額 (E×補助率) F	既交付決定額 G	差し引き 追加交付 (一部取消) 申請額 (F-G) H	備考
地域生活支援事業費等補助金	地域生活支援事業 ①									

A、B欄については、千円未満の金額も記入。
C、E、F欄には数式が入力されているので、変更しないこと。

記入する金額は
円単位

県費補助所要額は、事業の内示額の範囲内であること。
ただし、直接補助と間接補助の様式に両方に額が記入される場合は、その合計額が、内示額の範囲内であること。
既に交付決定を受けている場合は、既交付決定額の記入漏れに注意すること。

- (注1) 市町村(指定都市及び中核市を除く。)については、本表に実施する事業の所要額を記入すること。
- (注2) D欄には、本通知から得られる基準額を記入すること。
- (注3) E欄には、C欄とD欄の額を比較して、少ない方の額を記入すること。
- (注4) F欄は、千円未満切り捨てとすること。
- (注5) G欄及びH欄は、交付要綱の8による変更申請のほかは斜線を引くこと。

地域生活支援事業費等補助金所要額調

1-(2) 市町村総表(間接補助)

(市町村名 市町村名記入)

区分	対象経費 支出予定額 A	寄付金 その他の 収入予定額 B	差引額 (A-B) C	基準額 D	市町村 補助基本額 E	市町村 補助予定額 F	県費補助 基本額 G	(補助率)	県費補助 所要額 (G×補助率) H	既交付決定額 I	差し引き 追加交付 (一部取消) 申請額 (H-I) J	備考	
地域生活支援 事業費等補助 金	地域生活支援事業	所要額調を作成する上で、直接補助分と同様の点を注意すること。						50/100					

自治体以外の団体が事業を実施して、その団体に補助や助成等を行う場合には、本表に、その補助や助成する金額を記入すること。

- (注1) 市町村については、本表に社会福祉法人等が行う事業に補助する額を記入すること。
- (注2) D欄には、本通知から得られる基準額を記入すること。
- (注3) E欄には、C欄とD欄の額を比較して、少ない方の額を記入すること。
- (注4) G欄には、E欄とF欄の額を比較して、少ない方の額を記入すること。
- (注5) H欄は、千円未満切り捨てとすること。
- (注6) I欄及びJ欄は、交付要綱の8による変更申請のほかは斜線を引くこと。

地域生活支援事業 所要額内訳

(市町村・広域連合・一部事務組合名)

指定都市・中核市・
広域連合等・市町
村名記入

事業名		所要額 (円)	算出内訳	備考	
必須事業	理解促進研修・啓発事業				
	自発的活動支援事業				
	相談支援事業	基幹相談支援センター等機能強化事業			
		住宅入居等支援事業			
	成年後見制度利用支援事業				
	成年後見制度法人後見支援事業				
	意思疎通支援事業				
	日常生活用具給付等事業				
	手話奉仕員養成研修事業				
	移動支援事業				
地域活動支援センター機能強化事業					
任意事業	日常生活支援	福祉ホームの運営			
		訪問入浴サービス			
		生活訓練等			
		日中一時支援			
		地域移行のための安心生活支援			
		巡回支援専門員整備			
		相談支援事業所等(地域援助事業者)における退院支援体制確保			
	協議会における地域資源の開発・利用促進等の支援				
	社会参加支援	レクリエーション活動等支援			
		芸術文化活動振興			
		点字・声の広報等発行			
		奉仕員養成研修			
	就業・就労支援	複数市町村における意思疎通支援の共同実施促進			
		盲人ホームの運営			
知的障害者職親委託					
必須事業	専門性の高い相談支援事業	発達障害者支援センター運営事業			
	専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業	手話通訳者・要約筆記者養成研修事業			
		盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業			
		専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業			
広域的な支援事業	精神障害者地域生活支援広域調整等事業				
	発達障害者支援地域協議会による体制整備事業				
任意事業	サービス・相談支援者、指導者育成事業	精神障害関係従事者養成研修事業			
		精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修事業			
	日常生活支援	児童発達支援センター等の機能強化等			
		医療型短期入所事業所開設支援			
	社会参加支援	地域における障害者自立支援機器の普及促進			
特別支援事業	視覚障害者用地域情報提供				
合計					

○列には「各事業の所要額(数値)」のみを記入し、算出内訳等はP列に記載すること。
また、「¥」「円」「ー」といった記号等を入力することも集計に支障をきたすため、行わないこと。

必要に応じて、セルの幅を適宜変更して記入すること。
提出されたデータを基に集計を行うので列や行の挿入・削除は行わないこと。

(注1) 市町村(指定都市及び中核市を含む)については、本表に、実施する事業の対象経費及び算出内訳を記入すること。
(注2) 合計が、別紙「地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金所要額調」の対象経費支出予定額欄と一致すること。
(注3) 発達障害者支援センター運営事業、発達障害者支援地域協議会による体制整備事業、精神障害関係従事者養成研修事業、精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修事業、地域における障害者自立支援機器の普及促進は、事業を実施する指定都市のみ記入すること。
(注4) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業、専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業、児童発達支援センター等の機能強化等、医療型短期入所事業所開設支援、視覚障害者用地域情報提供については、事業を実施する指定都市・中核市のみ記入すること。
(注5) 精神障害者地域生活支援広域調整等事業は、事業を実施する指定都市・保健所設置市・特別区のみ記入すること。

地域生活支援促進事業 所要額内訳

(都道府県・市町村名 : _____)

都道府県・市町村
名記入

事業名	所要額 (円)	算出
① 発達障害児者地域生活支援モデル事業		
② かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業		
③ 発達障害者支援体制整備事業		
④ 障害者虐待防止対策支援事業		
⑤ 障害者就業・生活支援センター事業		
⑥ 工賃向上計画支援事業		
⑦ 就労移行等連携調整事業		
⑧ 障害者芸術・文化祭開催事業		
⑨ 障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業		
⑩ 医療的ケア児等コーディネーター養成研修等事業		
⑪ 強度行動障害支援者養成研修事業(基礎研修、実践研修)		
⑫ 障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業		
⑬ 成年後見制度普及啓発事業		
⑭ アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業		
⑮ 薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業		
⑯ ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業		
⑰ 「心のバリアフリー」推進事業		
⑱ 特別促進事業		
合計		

M列には「各事業の所要額(数値)」のみを記入し、算出内訳等はP列に記載すること。

また、「¥」「円」「ー」といった記号等を入力することも集計

必要に応じて、セルの幅を適宜変更して記入すること。

提出されたデータを基に集計を行うので列や行の挿入・削除は行わないこと。

- (注1) 都道府県については、本表に、実施する事業の対象経費及び算出内訳を記入すること。
- (注2) 合計が、別紙1「地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金所要額調」の対象経費支出予定額欄と一致すること。
- (注3) 事業②③⑩は、事業を実施する指定都市及び都道府県のみ記入すること。
- (注4) 事業⑭～⑯は、事業を実施する指定都市・中核市及び都道府県のみ記入すること。
- (注5) 事業①④⑬⑱は、事業を実施する市町村及び都道府県のみ記入すること。

事業計画書

○ 地域生活支援事業

(市町村名 :)

事業名	(例) 地域生活支援事業－相談支援事業
具体的な事業内容	

(注1) 事業計画書については、実施する事業ごとに1枚作成する。

(注2) 事業名については、地域生活支援事業等実施要綱に記載されている事業名のとおりに入力すること。

○ 障害者虐待防止対策支援事業

事業実施計画書

都道府県・市町村名

1) 事業名	平成○年度 障害者虐待防止対策支援事業
2) 国庫補助金所要額	円
3) 事業実施予定期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日
4) 事業計画	
① 事業の目的	
② 事業内容及び手法	
③ 狙いとする事業の成果	
④ 成果の公表計画	

所要額内訳書

事業内容	支出予定額（円）	内 訳
虐待時の体制整備事業		
障害者虐待防止・権利擁護事業		
専門性強化事業		
連携協力体制整備事業		
普及啓発事業		
その他		
合 計		

※1 本表に、実施予定事業の対象経費及び算出内訳を記入すること。

※2 実施予定事業ごとに、対象経費の科目ごとの積算を行い、合計額を記入すること。

※3 「内訳」欄については、単価、員数、回数等を詳細に記入し、必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。

○ 成年後見制度普及啓発事業

事業実施計画書

都道府県・市町村名

1) 事業名	平成○年度 成年後見制度普及啓発事業
2) 国庫補助金所要額	円
3) 事業実施予定期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日
4) 事業計画	<p>① 事業の目的</p> <p>② 事業内容及び手法</p> <p>③ 狙いとする事業の成果</p> <p>④ 成果の公表計画</p>

所要額内訳書

事業内容	支出予定額（円）	内 訳
合 計		

※1 本表に、実施予定事業の対象経費及び算出内訳を記入すること。

※2 実施予定事業ごとに、対象経費の科目ごとの積算を行い、合計額を記入すること。

※3 「内訳」欄については、単価、員数、回数等を詳細に記入し、必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。

○ 特別促進事業

都道府県名	市町村名	事業名	支出予定額（千円）	内訳（円）	備考

- ※ 都道府県が実施した場合、市町村名は空欄とすること。
- ※ 必要に応じて、事業概要等を添付すること。
- ※ 内訳は、単価、員数、回数等が確認できるよう記入すること。